平成２３年（フ）第１６７号
広島市西区己斐上１丁目13番14―201号
債務者　小島　　学（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０号
広島市安佐南区相田４丁目10番13―201号
債務者　端場美智子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１３号
広島市中区舟入幸町20番17―404号　サンシャイン
債務者　橋元裕美子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５９号
広島県廿日市市津田1957番地
債務者　清原冨士夫
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６２号
広島市中区光南４丁目５番24―901号
債務者　西山　勇人
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７７号
広島市安佐南区長束１丁目30番16号　中尾ビル102号
債務者　ビューティーサロンこくみこと　杉丸　國見
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８号
広島市安佐南区長束１丁目30番16号　中尾ビル102号
債務者　杉丸　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９５号
広島市安芸区中野４丁目８番17号
債務者　大山　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５０号
愛媛県松山市土居田町247番地１
債務者　三輪　洸瑛
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
大分県中津市大字諸田1146番地８　サニー・エディフィスＡ棟103号
債務者　久保かおり（旧姓御座・高橋）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第７０１号
鹿児島県鹿児島市吉野町2633番地５
債務者　鈴木　宏夫
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８３１号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目16番１号　田中アパート201号
債務者　宮下　晃紘
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目３番15号　ＲＢハイツⅠ―115号
債務者　今屋　米**滿**
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４号
鹿児島県鹿児島市鷹師２丁目５番１号　アートハンズ303号
債務者　北元　　悟
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５６号
鹿児島県鹿児島市田上４丁目４番30号
債務者　有馬　弘子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７８号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目19番８号　ビューハイツ郡元201
債務者　吉永るみ子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目25番25号　落アパート201号
債務者　山田　六雄
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係